

令和5年6月30日

令和5年第2回神奈川県議会定例会

## 厚生常任委員会資料

(令和5年6月27日付託分)

健康医療局

目 次

ページ

令和5年度6月補正予算

- 1 令和5年度6月補正予算の内容【健康医療局関係】…………… 1
- 2 令和5年度一般会計6月補正予算歳出の事業【健康医療局関係】…………… 2

議案（条例その他）

- 3 神奈川県看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例の概要…………… 3
- 4 動産の取得の内容…………… 4
- 5 地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款の変更の概要…………… 5

# 1 令和5年度6月補正予算の内容【健康医療局関係】

(一般会計)

(単位：千円)

内 訳 科 目	補正前の額 A	補正額 B	計 A + B	補正予算額の財源内訳				説明
				特 定 財 源			一般 財源	
				国 庫 支出金	県 債	その他		
(款)衛生費	429,264,833	261,236	429,526,069	67,668	—	163,938	29,630	
(項)公衆衛生費	227,393,470	—	227,393,470	—	—	—	—	
(項)環境衛生費	2,562,957	—	2,562,957	—	—	—	—	
(項)保健所費	521,886	—	521,886	—	—	—	—	
(項)医薬費	184,119,776	239,606	184,359,382	67,668	—	163,938	8,000	産科・小児医療施設等誘致事業費補助ほか
(項)病院費	14,666,744	21,630	14,688,374	—	—	—	21,630	総合リハビリテーションセンター指定管理費
使途を指定しない収入	—	—	—	—	—	—	—	
(款)教育費	4,153,580	—	4,153,580	—	—	—	—	
(項)大学費	4,153,580	—	4,153,580	—	—	—	—	
使途を指定しない収入	—	—	—	—	—	—	—	
一般会計 計	433,418,413	261,236	433,679,649	67,668	—	163,938	29,630	

(特別会計)

国民健康保険事業会計	717,632,686	—	717,632,686
地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金会計	6,178,079	—	6,178,079
特別会計 計	723,810,765	—	723,810,765

健康医療局 合計	1,157,229,178	261,236	1,157,490,414
----------	---------------	---------	---------------

## 2 令和5年度一般会計6月補正予算歳出の事業【健康医療局関係】

### (1) 5款 衛生費 4項 医薬費

- ⑧・ 産科・小児医療施設等誘致事業費補助 191,606千円  
安心して妊娠、出産及び子育てを行える環境を整備するため、産科・小児医療施設等を開設する事業者の施設整備費などに対して補助する。

- ・ 地域医療介護総合確保基金積立金 24,000千円  
看護師等修学資金貸付事業を実施するため、国から交付された医療介護提供体制改革推進交付金等を基金に積み立てる。

- 一部 ⑧・ 看護師等修学資金貸付事業費 24,000千円  
新生児訪問等の母子保健業務などを担う保健師を確保するため、保健師に特化した修学資金貸付制度を創設し、県内外の保健師養成課程在学者へ貸付を行う。

### (2) 5款 衛生費 5項 病院費

- ・ 総合リハビリテーションセンター指定管理費 21,630千円  
燃料価格の高騰等の影響に伴う光熱費等の上昇分を負担する。

### 3 神奈川県看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県看護師等修学資金貸付金の保健師修学資金制度の新設等について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 保健師修学資金を新設

養成施設に在学し、成績が優れ、性行が正しくかつ身体が健康で、卒業後、県内の地方公共団体で保健師として就業する意思を有する者を貸付け要件とする。（第2条関係）

イ 修学資金の額を規定

4万円を保健師修学資金の月額として設定する。（第4条関係）

ウ 債務の当然免除を規定

保健師修学資金貸付金の当然免除（全額免除）の要件を、県内の地方公共団体において、引き続き5年間保健師の業務に従事したときと限定する。（第9条関係）

エ 債務の裁量免除を規定

保健師修学資金貸付金について、県内の地方公共団体で保健師として就業せず、当然免除（全額免除）の規定に該当しない場合であっても、指定施設等で看護職員として就業すれば、裁量免除ができることとする。（第10条関係）

(3) 施行期日

令和5年9月1日

【議案（条例その他 その3） 定県第64号議案】

4 動産の取得の内容

- (1) 品目及び数量 行政備蓄用ゾフルーザ錠20mg  
209,000錠
- (2) 契約者名 塩野義製薬株式会社  
代表取締役会長兼社長 手代木 功
- (3) 契約金額 2億2,439万8,889円
- (4) 納入期限 令和6年3月31日
- (5) 契約の方法 随意契約
- (6) 随意契約理由 塩野義製薬株式会社は、抗インフルエンザウイルス薬「ゾフルーザ」の製造・販売に係る独占的ライセンスを有しており、通常流通用ゾフルーザとは別に、新型インフルエンザ対策に係る抗インフルエンザウイルス薬の確保用として、価格を低く設定し、国及び都道府県に直接販売する行政備蓄用ゾフルーザを製造販売している。

本件は、特定の物品を購入するものであり、かつ当該物品の調達相手方は、塩野義製薬株式会社に特定されるものであるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に基づき、塩野義製薬株式会社との随意契約により物品購入契約をすることとしたものである。

## 5 地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款の変更の概要

### (1) 変更の趣旨

地方独立行政法人神奈川県立病院機構が県から承継した資産（精神医療センター（旧 精神医療センター芹香病院）の温室等）を除却したため、所要の変更を行うものである。

### (2) 変更の内容

除却した精神医療センター（旧 精神医療センター芹香病院）の温室等の建物について、「令和4年11月除却」と表示する。

### (3) 施行期日

地方独立行政法人法第8条第2項の規定による総務大臣の認可の日